

随意契約理由書

件名	工業用水道テレメータ設備点検作業
契約の相手方	三菱電機株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 本業務対象の設備・機器は上記業者が製作納入を行ったもので、機器の詳細を熟知しており、能率よく正確に実施することができる。 本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記会社以外にはないため。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所上ヶ原浄水事務所 (電話番号 0798-52-5678)